

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大

(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)

② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

③ 地域生活支援事業の追加

- ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
- ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業 等

5. 検討規定(法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)